

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書



令和 2 年 9 月 11 日現在

機関番号： 3 2 6 8 6

研究種目： 国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）

研究期間： 2016～2019

課題番号： 1 5 K K 0 1 0 0

研究課題名（和文）裁判・仲裁・調停・和解の相互関係：日英米の比較研究（国際共同研究強化）

研究課題名（英文）Interactions between court proceedings, and mediation and arbitration:  
Anglo-American and Japanese Comparison(Fostering Joint International Research)

研究代表者

溜箭 将之 (TAMARUYA, Masayuki)

立教大学・法学部・教授

研究者番号： 7 0 3 2 3 6 2 3

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 10,600,000 円

渡航期間： 12ヶ月

研究成果の概要（和文）：2016年8月から2017年9月まで、ハーバード大学ロースクールとハーバード・イェンチエン研究所に客員研究員と滞在した。内容面では、裁判及び代替的紛争解決の関係を中心に日・英・米の比較研究から出発したが、分野的には信託や信託法に焦点を絞りつつ、実体法と手続法の交錯を国境を超える場面で検討する方向へ研究はシフトしていった。比較の対象は東アジアのコモン・ロー諸国と大陸法諸国まで含む、幅広い研究成果を上げることができた。滞米研究のもう一つの成果は、海外へ発信する機会が増えたことである。アメリカ国内での報告・論文公表に加え、イギリス・オーストラリア・シンガポール・香港・韓国で報告する機会に恵まれた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究で焦点を当てた信託法や信託法は、フィデューシャリー・デューティーとして近年注目される概念の基礎をなす法分野である。フィデューシャリー・デューティーとは、人から財産や裁量の権限を託された人は、最終的な受益者のために行うべき高度な義務を負う、という発想から来ている。もともと英米のエクイティの裁判所で発展した法理は、今日では世界各国で市場の規律から資産承継まで幅広く用いられている。この高度な義務を、対象となる者にどう履践させる（エンフォースする）か、それも国内だけでなく国境を越えて実現できるか。これは世界各国で課題とされており、本研究はそうした国際的な取組みに参画する重要な意義を持っている。

研究成果の概要（英文）：The visiting scholarship at Harvard Law School and Harvard Yen-ching Institute made possible by the grant proved to be much productive than I had anticipated. The initially the research was intended to involve the comparison of the Japanese, English and American laws of civil procedure and alternative dispute resolution. During the visiting scholarship from August 2017 to September 2018, the research became more focused on the law of trusts and fiduciaries, with particular emphasis on comparative analysis of how the substantive laws are enforced. At the same time, the comparative scope became wider to include common law and civil law jurisdictions in East Asia, as well as Japan, U.S. and U.K. The overseas research also led to greater opportunities to present and publish overseas. In addition to presentation and publication in the U.S., I had opportunities to present in England, Australia, Singapore, Hong Kong, and South Korea.

研究分野： 英米法

キーワード： 信託法 信託法 フィデューシャリー・デューティー トランス・ナショナルな法 法の実現 エンフォースメント

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

研究開始当初は、裁判及び代替的紛争解決を中心に日・英・米の比較法研究から出発した。しかし、2016年8月から2017年9月まで、ハーバード大学ロースクールとハーバード・イェンチェン研究所に客員研究員として滞在し、手続法の検討を進める中で、特に実体法として信託法や信託法と交錯する場面において、興味深い論点が多量に存在することが明らかになった。このため、研究の主な関心を、信託や信託法に焦点を絞りつつ、実体法と手続法の交錯を、国境を超える場面で検討する方向へ研究はシフトしていった。

研究の主要な関心対象に変更があったものの、当初の研究の主要関心である実体法と手続法の交錯の分析という関心、多面的な比較法という研究アプローチは維持した。信託法と信託法という、国際的にも法分野をまたいだ問題関心の高まりつつある領域に着目したことで、英米と日本に留まらず、香港やシンガポールのような東アジアのコモン・ロー諸国と、台湾や韓国や中国のような東アジアの大陸法諸国を含めた、より広い視野からトランスナショナルな法の歴史の変容を解明する端緒が開けた。

### 2. 研究の目的

上記の背景をもとに、本研究は、信託法と信託法の比較法的理解を深め、国境をまたいだ形での信託法と信託法の生成と変容、さらに手続的な実現(エンフォースメント)のメカニズムを明らかにすることを中心的な目的とすることになった。

比較法についても、これまでの日・英・米のように、任意の諸外国と日本を並べて比べるのではなく、法規範の形成・伝播・変容というプロセスに注目し、歴史的な視点も含めつつ、国境を越えた法の相互作用の中で検討することを目指した。

国際共同研究の支援を受けたことから、海外の研究者との共同研究の機会を広く求め、ネットワークを拡充し、海外に向けて積極的に発信することも、当然ながら目的となった。アメリカ国内での報告・論文公表に加え、イギリス・オーストラリア・シンガポール・香港・韓国など多様な国々で報告する機会を求め、上記の国境を越えた法の相互作用という観点から比較法研究を進めるといった研究目的と相乗効果を狙った。

### 3. 研究の方法

信託法・信託法の比較法的検討にあたって、まずは文献調査を中心に制定法や判例、実務について情報を収集した。その上で、早い段階からシンポジウムへの参加、ワークショップの主催や参加を通じて、なるべく多くの国や地域(法域)出身の研究者と意見を交換し、知見を広めることとした。具体的には、これまで本学の本拠地となった基盤Cに基づく研究から引き続き、日本と英米を比較法の中心に据えつつ、香港やシンガポールのような東アジアのコモン・ロー諸国と、台湾や韓国や中国のような東アジアの大陸法諸国へと比較法の射程を広げていった。同時に、現代法の研究を中心としつつも、法制史の研究も進め、日本と英米、東アジアの諸国の間の法的な交流や関係の形成の解明も進めた。

さらに、法社会学の分野で理論化が進んでいる国境を越えた法的秩序形成(Transnational Legal Ordering)の視点を組み合わせることで、歴史・現在と国境を越えた法規範の相互作用を多面的に捉える試みを進めていった。

本研究で上記のような方法論を応用するにあたって、対象の法分野としては、信託法や信託法という特定の分野に法分野を絞った。下記の通り、信託法や信託法の中核にあるフィデューシャリー・デューティーという観念は、英米の判例法理に由来するが、その発想は今日までに大陸法諸国でも広く認知されるようになってきている。さらに、信託法ないしフィデューシャリー・デューティーの観念は、信託法や会社法から代理、遺産管理、非営利法人、投資資産の管理や投資助言など分野横断的な広がりを持つ。当初は信託法を中心に研究しつつ、こうした分野横断的な側面にも積極的に関心を広げてゆくことにした。

### 4. 研究成果

本研究で焦点を当てた信託法や信託法は、フィデューシャリー・デューティーとして近年注目されている概念の基礎をなす法分野である。フィデューシャリー・デューティーは、英米のエクイティの裁判所で発展した法理に由来するが、人から財産や裁量的権限を託された人が、最終的な受益者のために行うべき高度な義務を負う、という発想から来ている。もともとはイングランドの信託を中心として発展してきた諸法理が、今日では世界各国で市場の規律から資産承継まで幅広く用いられている。フィデューシャリー・デューティーという高度な義務を、その義務を負う者にどう履践させる(エンフォースする)か、それも国内だけでなく国境を越えて実現できるか。これは世界各国で課題とされており、本研究はそうした国際的な取組みに参画する重要な意義を持っている。

#### (1) 在アメリカ研究

2016年8月から2017年9月まで、本学の本拠地の支援を受けつつ、本務校のサバティカルを利用し、アメリカ・マサチューセッツ州において、ハーバード・イェンチェン研究所及びハーバード・ロースクール東アジア法学研究所にて、客員研究員として海外研究を行った。

在米研究中は、信託の伝播と変容というテーマで研究と成果発表を行った。イギリスから北米、

日本、中国、東南アジアをまたがる、エクイティの手續と実体法が交錯する形での伝播と変容を、比較法・法制史の観点から検討を行った。二国間の比較や各国法の羅列に留まらず、各国の社会経済から国際的な政治外交の推移を踏まえた法制度理解に資する研究ができたと考えている。ハーバード・ロースクールでは、信託法の専門家 Robert Sitkoff 教授や日米比較法の専門家 Mark Ramseyer 教授との研究交流も進めた。

ハーバード大学での在外研究中の最大の成果は、2017年4月28-29日に、ハーバード大学にて主催した「信託法の伝播と変容」と題するワークショップの開催である。本科研に加え、ハーバード・イェンチェン研究所と Sitkoff 教授の支援を得て、David English (ミズーリ大学)、Lusina Ho (香港大学)、Lionel Smith (カナダ・マギル大学)、Hang Wu Tang (シンガポール経営大学)、Ying Chieh Wu (同) 各教授など、世界各地でそれぞれの国を代表する信託研究者を招き、本科研のテーマについて多面的な討論を行った。本ワークショップから直接に成果物を出版することはできなかったが、ここで知己を得た研究者とは、その後のワークショップや研究会でも議論する機会を重ねることができた。その意味で、本ワークショップは、その後につながる重要な意義を持っていたといえる。

ハーバード大学での滞在中は、大学内でもハーバード・ロースクールの東アジア法研究所、ハーバード・イェンチェン研究所の客員研究員の研究会、アジアセンターのワークショップなど、それぞれ異なる関心を持つオーディエンスの前で、進行中の研究内容について報告する機会を与えられた。いずれも「信託法の伝播と変容」をテーマで報告をしたが、法律関係者だけではなく、アジア地域研究や、より広く人文社会科学の研究者と議論をすることができ、そのたびに新たな視点を獲得することができた。

在米研究の終盤では、立て続けに3つの信託法・信託法関係のワークショップ・シンポジウムで報告をする機会を得た。2017年6月9-10日にはカリフォルニア大学ロサンゼルス校(UCLA)で「信託法」のワークショップに参加、7月27-28日にはシンガポール経営大学で「信託その他の財産管理手法の利用と濫用」、9月8日はアイオワ州立大学で「比較法・国際法の視点から見た資産移転法」についてのシンポジウムに参加し、口頭報告を行った。

この最後のアイオワ州立大学での報告は、その後アイオワ・ロー・レビューのシンポジウム特集号に収録されることになった。*Japanese Law and the Global Diffusion of Trust and Fiduciary Law*, Iowa Law Review, vol. 103, pp. 2229-2261(2018)。これにより、在米研究を総括する内容の論文が公表できたことになる。

## (2) 帰国後の研究成果

海外研究期間が満了して帰国した後も上記「信託法」ワークショップの主催者の一人である Deborah DeMott 教授を招聘するなど、ネットワークの維持・拡充に努めた。

研究内容としては、在米研究期間中は信託法に焦点を絞っていたものを、より広い信託法の諸分野へ視野を広げていった。具体的には、日本と英米の比較から世界的な広がりへという観点を維持しつつ、信託から公益信託・非営利法人・営利法人へと対象を広げる試みを行った。

2017年11月には、ハーバード大学で行われた Fiduciary Law に関するワークショップで、日本の信託法に関する報告を行った。日本の会社法(コーポレート・ガバナンス)を中心に、代理・非営利法人・投資助言など隣接する法分野にも目配りした、概説的な報告である。本報告は、在米研究中にハーバード大学の日本法専門家 J. Mark Ramseyer 教授と共同で執筆を進めてきたものである。その内容は、Oxford Handbook of Fiduciary Law (Oxford UP)の一章として、Ramseyer 教授と共著で2019年に公表することができた。*Fiduciary Principles in Japanese Law*, in Evan J. Criddle, Paul B. Miller, and Robert H. Sitkoff (eds), *The Oxford Handbook of Fiduciary Law* (Oxford UP 2019), pp. 643-663 (with J. Mark Ramseyer) ハーバード大学のワークショップも、ハンドブックも、信託法に関する様々な法分野、方法論、各国法などを横断的にカバーするもので、これに参加できたことは非常に有意義だった。

2018年も非営利法人におけるフィデューシャリー・デューティーについて研究を進めるとともに、成果の公表を精力的に行い、6月にワシントン大学(セントルイス)と8月にケンブリッジ大学とエジンバラ大学、9月にハーバード大学、12月に香港大学で研究報告を行った。ワシントン大学での報告は、年に一度アメリカで持ち回りで開かれる「信託法」ワークショップに2016年から参加しているものであり、香港大学での報告は、環太平洋を中心とした信託法のワークショップとしてこの年から参加したものである。このように、在米研究終了後も、そこで得た知己を中心に、世界的な研究者ネットワークとのつながりを維持し、継続的な共同研究が進められるようになってきたことは、重要な成果である。

2019年には、信託法の文脈を信託から営利・非営利法人、さらには資産管理から証券投資規制へと対象を広げる試みを行った。引き続き研究成果の公表を精力的に行い、2019年7月にシンガポール法学アカデミー・シンガポール経営大学(シンガポール)と8月にケンブリッジ大学とエジンバラ大学、9月にカリフォルニア大学アーバイン校、10月にラトガース大学、11月にソウル大学、12月にメルボルン大学とケンブリッジ大学で研究報告を行った。

これらの研究報告からは論文での成果発表につながることもできた。シンガポールでの報告は、信託と資産管理についての日本法の立法・判例・学説の動向を分析したもので、2020年に *Trust Law International* に論文として掲載された。*Japanese Wealth Management and the Transformation of the Law of Trusts and Succession*, *Trust Law International*, vol. 33,

pp. 147-162 (2019). カリフォルニア大学アーバイン校での報告は、Transnational Legal Ordersと題して、法社会学的なアプローチであるTransnational Legal Orderingの理論的知見と、実体法分野としての信託法の知見を融合させることを目的としたものだった。そこで、商法研究者の行岡睦彦准教授(神戸大学)と共同研究を進めた原稿を報告し、日本における会社法とコーポレート・ガバナンス・コード、ステュワードシップ・コードを中心に、法分野的に信託・代理・遺産管理へと広げ、地理的にも韓国・台湾・中国・シンガポール・香港など東アジア諸国へと広げた総合的な検討を提示した。報告内容は、2020年にUC Irvine Journal of Transnational, and Comparative Lawに掲載された。*The Japanese Law of Fiduciaries from Comparative and Transnational Perspectives* UC Irvine Journal of International, Transnational, and Comparative Law, vol. 5, pp. 135-162 (2020) (with Mutsuhiko Yukioka).

ラトガース大学ではこれまでの非営利法人と信託義務に関する報告、メルボルン大学では信託を中心とした報告で、それぞれ現在出版に向けた準備が進めている書籍にそれぞれ1章寄稿する予定である。

こうした国際的な共同研究を通じて得た知見や問題意識を、日本における研究会や論文での場でも公表している。比較法学会での家族の財産管理についての日米比較報告をベースにした「家族による財産管理とその制度的代替 アメリカ：後見とその制度的代替」比較法研究 81号 50-67頁(2020)、金融機関のフィデューシャリー・デューティーについて、「米国金融機関に対する司法判断の状況」神作裕之編『フィデューシャリー・デューティーと利益相反』111-145頁所収(2019)、公益信託につき「公益増進のために信託を用いるということ 研究者の視点から」信託フォーラム 11号 11-18頁(2019)、信託につき「委託者による信託支配 英米比較」樋口範雄・神作裕之編『現代の信託法：アメリカと日本』1-46頁所収(2018)などである。

### (3) 総括

全般に、本共同研究の支援を受けたことで、2016年度から2017年度にかけてのハーバード大学での海外研究で研究者ネットワークを築くことができ、2018年以降もこれを維持するとともに、より広い国際的なネットワークでも共同研究が進められたと自負している。今後も、こうしたネットワークをさらに発展させ、より視野の広い研究につなげてゆきたい。

信託法からより国際的な法の伝播と変容の一般論へ踏み出す方向性を示したものとして、「外国法の参照・日本法の参照」法律時報 92巻 4号 42-48頁(2020)と「アメリカ流のルール破り トランプのルールからリーガル・リアリズムまで」論究ジュリスト 27号 108-114頁(2018)を公表した。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計9件（うち査読付論文 6件／うち国際共著 1件／うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 Masayuki Tamaruya	4. 巻 103
2. 論文標題 Japanese Law and the Global Diffusion of Trust and Fiduciary Law	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 Iowa Law Review	6. 最初と最後の頁 2229-2261
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 溜箭 将之	4. 巻 27
2. 論文標題 アメリカ流のルール破り トランプのルールからリーガル・リアリズムまで	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 108-114
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 溜箭 将之	4. 巻 11
2. 論文標題 公益増進のために信託を用いるということ 研究者の視点から	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 信託フォーラム	6. 最初と最後の頁 11-18
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 Masayuki Tamaruya & Mutsuhiko Yukioka	4. 巻 5
2. 論文標題 The Japanese Law of Fiduciaries from Comparative and Transnational Perspectives	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 UC Irvine Journal of International, Transnational, and Comparative Law	6. 最初と最後の頁 135-162
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 溜箭 将之	4. 巻 1149
2. 論文標題 外国法の参照・日本法の参照	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 42-48
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 溜箭 将之	4. 巻 81
2. 論文標題 シンポジウム・家族による財産管理とその制度的代替 アメリカ：後見とその制度的代替	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 比較法研究	6. 最初と最後の頁 50-67
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 溜箭 将之	4. 巻 101
2. 論文標題 信託と遺留分の相克は解けないか ー英米法研究者の思考実験	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 立教法学	6. 最初と最後の頁 94-107
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 Masayuki Tamaruya	4. 巻 33
2. 論文標題 Japanese Wealth Management and the Transformation of the Law of Trusts and Succession	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Trust Law International	6. 最初と最後の頁 147-162
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 溜箭 将之	4. 巻 11
2. 論文標題 公益増進のために信託を用いるということ 研究者の視点から	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 信託フォーラム	6. 最初と最後の頁 11-18
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計15件 (うち招待講演 1件 / うち国際学会 14件)

1. 発表者名 Masayuki Tamaruya
2. 発表標題 The Reform of the Japanese Law of Nonprofits: A Historical and Comparative Perspective
3. 学会等名 The Fiduciary Law Workshop, University of Washington, St. Louis (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Masayuki Tamaruya
2. 発表標題 The Reform of the Japanese Law of Nonprofits: A Historical and Comparative Perspective
3. 学会等名 Harvard Law School East Asian Legal Studies Program Symposium: New Perspectives in Japanese Law (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Masayuki Tamaruya
2. 発表標題 A Comparative and Conceptual Synthesis of Fiduciary Norms: The History and the Recent Reform of Japanese Law on Non-Profit Organization
3. 学会等名 Second International Fiduciary Workshop, Faculty of Law, The University of Hong Kong (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 溜前 将之
2. 発表標題 信託法の伝播と変容 日英米比較から世界へ
3. 学会等名 民事信託研究会 (招待講演)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Masayuki Tamaruya
2. 発表標題 Diffusion and Transformation of Trusts: Japan and the United States
3. 学会等名 Workshop on Diffusion and Transformation of Trusts: from England to East Asia (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 Masayuki Tamaruya
2. 発表標題 Use and Abuse of Trusts: A Japanese Perspective
3. 学会等名 Singapore Academy of Law Conference on the Use and Abuse of Trusts and Wealth Management Devices (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 Masayuki Tamaruya
2. 発表標題 Japanese Law within the Global Process of Trust Law Diffusion
3. 学会等名 The 4th Tokyo Cambridge Seminar on Law and Humanities (国際学会)
4. 発表年 2017年



1. 発表者名 Masayuki Tamaruya
2. 発表標題 Japanese Law Within the Global Process of Trust Law Diffusion
3. 学会等名 Iowa Law Review & ACTEC Foundation symposium on Wealth Transfer Law in Comparative & International Perspective (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 Masayuki Tamaruya
2. 発表標題 Japanese Law and the Global Diffusion of Trust and Fiduciary Law
3. 学会等名 Fifth Annual Fiduciary Law Workshop (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 Masayuki Tamaruya
2. 発表標題 Diffusion and Transformation of Trusts: From England to East Asia
3. 学会等名 Harvard Yenching Institute Lunch Talk (国際学会)
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 Masayuki Tamaruya
2. 発表標題 Japanese Law and the Global Diffusion of Trust Law
3. 学会等名 Harvard University Asia Center and Harvard Law School East Asian Legal Studies program (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 Masayuki Tamaruya
2. 発表標題 Japanese Law within the Global Process of Trust Law Diffusion
3. 学会等名 Workshop: Diffusion and Transformation of Trusts: From England to East Asia (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 Masayuki Tamaruya
2. 発表標題 Wealth Management and the Transformation of the Law of Trusts and Succession
3. 学会等名 Asian Wealth and the Global Context (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Masayuki Tamaruya
2. 発表標題 The Transformation of Japanese Trust Law and Practice: Historical Contexts and Future Challenges
3. 学会等名 Asia-Pacific Trust Law Conference (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Masayuki Tamaruya
2. 発表標題 A Comparative and Conceptual Synthesis of Fiduciary Norms The History and the Recent Reform of Japanese Law on Non-Profit Organization
3. 学会等名 Firm Governance: The Anatomy of Fiduciary Organizations in Business (国際学会)
4. 発表年 2019年

## 〔図書〕 計2件

1. 著者名 Evan J. Criddle, Paul B. Miller, and Robert H. Sitkoff (34章: J. Mark Ramseyer and Masayuki Tamaruya)	4. 発行年 2019年
2. 出版社 Oxford University Press	5. 総ページ数 1032 (うち第34章: 643-63)
3. 書名 The Oxford Handbook of Fiduciary Law (34章: Fiduciary Principles in Japanese Law)	

1. 著者名 溜箭 将之	4. 発行年 2019年
2. 出版社 岩波書店	5. 総ページ数 322(111-145)
3. 書名 神作裕之編『フィデューシャリー・デューティーと利益相反』「第3章 米国金融機関に対する司法判断の状況」	

## 〔産業財産権〕

## 〔その他〕

-

## 6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
主たる要領先の主たる海外共同研究者	ペリー エリザベス  (Perry Elizabeth J.)	ハーバード大学・Harvard-Yenching Institute・Professor of Government; Director	
その他の研究協力者	シットコフ ロバート  (Sitkoff Robert)	ハーバード大学・Harvard Law School・Professor	
その他の研究協力者	ラムザイヤー マーク  (Ramseyer J. Mark)	ハーバード大学・Harvard Law School・Professor	